

新年度(平成28年度)の 保育所等入所 受付が始まります



入所を希望される方は、受付日時(別表参照)に、第1希望の保育所等へ直接お申し込みください。

なお、お申し込み状況によつては、ご希望に添えない場合があります。

◆入所対象児

0歳(生後57日)～5歳児

◆入所できる基準

保護者が居宅内外の仕事に月60時間以上従事している場合等、次に示す保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合です。

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学

◆申し込みに必要な書類

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
2. 保育所等利用申込書
3. 保育所(園)入所申し込みに関する状況票
4. 保育の利用を必要とすることを証明する次のいずれ

かの書類

・雇用証明書(仕事に従事している場合)

・申立書(自営業や農業従事者、求職中の場合)

・申立書および診断書または障害者手帳の写し(疾病・障害、病人の介護の場合)

・母子手帳など出産予定日がわかる部分の写し(出産の場合)

・在学証明書(就学の場合)

◆**申込手順**

①10月15日以降、各保育所等および子育て支援課に、申し込みに必要な書類を用意してあります。

なお、入所申込書等の書類は子育て支援課ウェブページからダウンロードができます。

(<http://www.city.nobara.chiba.jp/000001541.html>)

②上記記入いただいた入所申込書およびその他の必要書類を各保育所等入所受付日時(別表参照)に第1希望の保育所等に直接持参しお申し込み

ください。

◆支給認定証の交付および入所の決定

提出していただいた書類等に基づき、保育の必要量、保育を必要とする事由等、保育の必要性が認定され、市が「支給認定証」を発行します。

また、申込書等に記入された入所希望に基づき市が利用調整を行い、入所保育所等を決定します。支給認定証および入所決定通知書の発送は、2月下旬を予定しています。

◆その他

・お申し込みの際は、入所を希望するお子さんをお連れください。

・入所申込書には、必ず第3

希望の保育所まで記入してください。

公立保育所では、平成28年度中に出産予定の方や産後休暇および育児休業が終了する方の予約も併せて受け付けますので、お申し込みください。

・年度途中の入所相談は、子育て支援課で随時行っています(5月以降の入所希望の場合、利用希望月の前月10日が申請期限です)。

・保育利用時間は、就労状況等に応じて保育標準時間(公立は最大7時30分から18時30分まで、私立は最大7時から18時まで利用可)と保育短時間(公立・私立

ともに最大8時から16時まで利用可)があり、申請に基づき市が認定します。

※就労時間等に応じて、延長保育の利用も可能です。

・平成28年4月から豊田保育所は、開所時間を30分早めて7時からとする予定です。

・4月分から8月分の保育料は、前年度分市民税所得割額を基に、9月分から翌年の3月分までの保育料は、当年度分市民税所得割額を基に市の保育料表にあてはめて算出します。

お問い合わせは、子育て支援課(2階)

☎1573、FAX(20)1610へ。

平成28年度保育所等入所申込受付日(別表)

保育園名(私立)	受付日時
高師保育園 (22)2419	11月13日(金)～11月20日(金) 午前：9時～11時30分 午後：13時30分～16時 ※11月14日(土)も同時刻
東茂原保育園 (23)6513	

※上記、私立保育園の日程に来園できない場合は、直接各保育園へお問い合わせください。

保育所名(公立)	受付日時
新治保育所 (34)2286	11月17日(火) 9時～11時30分
本納保育所 (34)3155	11月17日(火) 13時30分～16時
鶴枝保育所 (22)4709	11月18日(水) 9時～11時30分
豊田保育所 (22)5056	11月18日(水) 13時30分～16時
中の島保育所 (24)1894	11月20日(金) 9時～11時30分
五郷保育所 (22)5539	11月20日(金) 13時30分～16時
朝日の森保育所 (22)3126	11月24日(火) 13時30分～16時
東郷保育所 (22)2832	11月26日(木) 13時30分～16時
二宮保育所 (22)4894	12月1日(火) 9時～11時30分
町保保育所 (22)2544	12月1日(火) 13時30分～16時

※上記、公立保育所等の日程に来所できない場合は、必ず12月4日(金)までに子育て支援課へお申し込みください。

小規模保育事業	受付日時
はぐくみ (22)8187	11月27日(金) 9時～11時30分

※小規模保育事業とは0歳児から3歳未満児を対象に定員6人以上19人以下で保育を行う施設です。